

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丸亀市川西土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	田村 武	丸亀市川西町南甲469番地	平成17年12月16日
〃	松永 輝美	〃 〃 北118番地	平成18年6月16日